

令和８年度 栗東市結婚新生活支援補助金

新婚世帯の新生活を応援します

申請期間：令和８年7月１日（水）～ 令和９年３月５日（金）

※令和９年２月15 日（月）以降に申請を希望される方は、必ず事前に相談してください。

対象となる世帯

次の❶～⓫すべてに該当する世帯

❶ 申請時点で、**夫婦双方が日本国籍又は永住権を持ち、かつ住民票の住所が栗東市内の申請する住宅の住所**となっている

❷ **令和８年１月１日から令和９年２月28日までの間に婚姻届を提出**し受理されている

❸ 婚姻日時点で**夫婦ともに39歳以下**である

❹ 令和７年分の**夫婦の合計所得金額が500万円未満**

❺ この補助金の交付を過去に受けたことがない

❻ 対象費用について他の公的制度による補助等を受けていない

❼ 夫婦の双方が栗東市に**３年以上継続して居住する意思**がある

❽ 栗東市税等を滞納していない

❾ 暴力団員でない

❿ 単身赴任でない

⓫ 夫婦の双方が「ライフデザイン支援講座」、「プレコンセプションケア※に関する講座」、「共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）」のいずれかを受講、または医療機関への妊娠・出産に関する相談をすること。（詳細は別紙参照）

※プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。）

対象となる費用

令和８年４月１日から令和９年２月28日までに要した下記の費用

■ 住宅取得費用

住宅の購入費又は新築に係る工事費・設計費

※婚姻以前に購入された物件の場合、婚姻日から起算して1年以内に取得したものが対象

※申請者本人又は配偶者の２親等以内の親族が所有する物件を購入する場合は対象外

※施工業者である法人の代表者又は個人が申請者本人又は配偶者の２親等以内の親族である場合は対象外

■ 住宅賃貸費用

住宅の家賃・共益費（最大３か月分）、敷金、礼金、仲介手数料

※婚姻以前に契約された賃貸物件の場合、婚姻日から起算して1年以内に契約が開始されているものが対象

※申請者本人又は配偶者の２親等以内の親族が所有する物件に入居している場合は対象外

※社宅物件は対象外

■ 引越費用

引越し業者又は運送業者へ支払った費用

■ リフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕増築、改築設備更新等の工事費

※施工業者である法人の代表者又は個人が申請者本人又は配偶者の２親等以内の親族である場合は対象外

補助金額については裏面へ▶▶

お問い合わせはこちら

栗東市役所　企画政策課（栗東市役所３階）９時～16時45分

TEL：077-551-1808　Mail：sousei@city.ritto.lg.jp

※左記の栗東市公式LINEアカウントから補助金診断チャットボットを使えます！
詳しくは4ページ目をご覧ください！

補助金額

	建物条件	基本額（～39歳）	加算額（上限額）			加算額			合計（補助上限）
			夫婦**ともに**29歳以下	夫婦**どちらか**が市外より転入 ※１	夫婦**どちらも**市外より転入 ※１	親世帯と同居又は近居 ※２	市内業者利用 ※３	中古物件を購入 ※４	
i	**賃貸費用**（最大３か月分）及び**引越費用** ※５	10万円	10万円	10万円	10万円				40万円
ii	**住宅取得費用**又は**リフォーム費用**及び**引越費用**	30万円	30万円			5万円	5万円	5万円	75万円
iii	**賃貸、住宅取得及びリフォームを伴わない引越費用** ※６	10万円	10万円	10万円	10万円	5万円			45万円

※１ 申請日から見て、転入日が本市に転入して１年未満
※２ 親世帯との同居とは、夫婦のうちいずれか一方又は、両方の親が同居していることを指す
近居とは、補助対象世帯と親世帯が同一小学校区に居住　又は、補助対象世帯と親世帯との住宅が直線距離で５キロメートル以内であること（ただし、親世帯の住宅の所在については市内外を問わない）
※３ 市内業者利用とは、住宅販売者又は施工業者が、市内に本社若しくは事業所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主をいう。申請者自らが販売し、又は施工するものは、対象外
※４ 中古物件とは、令和６年３月31日までに建設された物件（戸建て・マンション）であり、補助対象期間内に当該物件の売買契約を締結し、引き渡しが完了しているものをいう
※５ 複数月（２か月以上）の前払いは、対象外（ただし、初期費用にて前払いが必須になっている場合を除く）
※６ 賃貸、住宅取得及びリフォームを伴わない引越費用とは、賃貸契約を交わしていない物件かつ住宅取得及びリフォームをしていない物件に引越をした費用を指す（例：祖父母の空き家を譲り受けて住む。夫婦どちらかの実家に住む。）

＜事例＞

賃貸の場合…上記表　i

●夫婦ともに、29歳以下/夫婦どちらも市外より転入

基本額→**10万円**　夫婦ともに、29歳以下→**10万円**
夫婦どちらかが市外より転入→**10万円**　夫婦どちらも市外より転入はさらに→**10万円**　　合計 上限**40**万円

リフォームの場合…上記表　ii

●夫婦ともに、35歳/中古物件購入/市内業者利用

基本額→**30万円**　中古物件購入→**５万円**　市内業者利用→**５万円**　　合計　上限**30万円**＋**10万円**給付
（※発生した経費が30万円以下の場合は、発生した経費＋10万円となります。）

賃貸、住宅取得及びリフォームを伴わない引越の場合…上記表　iii

●夫婦ともに、29歳以下/親世帯と同居

基本額→10万円　夫婦ともに、29歳以下→10万円　親世帯と同居→５万円　合計　上限**20万円**＋**５万円**給付
（※発生した引越費用が20万円以下の場合は、発生した引越費用＋５万円となります。）

－結婚新生活支援補助金の申請する方へ－

結婚を機に、将来のことを夫婦で学び、考えよう

チラシの「対象となる世帯」の⓫に関する詳細です。

対象となる世帯

⓫ 夫婦の双方が「ライフデザイン支援講座」、「プレコンセプションケア※に関する講座」、「共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）」のいずれかを受講、または医療機関への妊娠・出産に関する相談をすること。

※プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。）

詳細

補助金の申請をする前に、
下記の①～③の動画のうち、いずれかを受講するか、「医療機関への妊娠・出産に関する相談」をしてください。
夫婦の双方ともに実施することが必須です。（妻が①、夫が③など夫婦それぞれ別々でも可）
①～③は別紙のアンケートを提出。
「医療機関への妊娠・出産に関する相談」に関しては、領収書や診療明細書、相談報告書を提出。

■ ①ライフデザイン支援講座
滋賀県オンラインライフデザインセミナー
https://youtu.be/a9F5Y8VOyhw?si=t8Hn1VCaK6rwqsay

職場の未来デザイン！チャンネル【女性の健康編】
https://youtu.be/YiNVHX9mwdA?si=_G8I8AD-PLGXWUs

■ ②プレコンセプションケア※に関する講座
※プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。）
プレコンを始めよう！
https://www.youtube.com/watch?v=KppirGP5524ttps://youtu.be/0SmRgbG0sJo?si=mp50XbF1-uulhUJ0

■ ③共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）
職場の未来デザイン！チャンネル【男性育休編】
https://youtu.be/LM50BWFfZBM?si=IDu5VbUcQ5NeaMh4

職場の未来デザイン！チャンネル【家事シェア編】
https://youtu.be/uYOqgmM1F_0?si=hy9RpeZv_zWNv41X

アンケートを提出　※夫婦それぞれ提出

■医療機関への妊娠・出産に関する相談
※受診・相談等における相談費用は申請世帯の自己負担
（例）妊娠の可能性があり、医療機関を受診した場合
　　妊婦健診の受診
　　不妊に関する相談（不妊治療、婦人科検診、泌尿器科検診）　→ 領収書または診療明細書を提出
　　助産師・保健師・看護師に相談　→ 相談報告書を提出

お問い合わせはこちら
栗東市役所　企画政策課（栗東市役所３階）９時～16時45分　TEL：077-551-1808　Mail：sousei@city.ritto.lg.jp

栗東市公式LINEの診断チャットボットをご活用ください！

LINEで簡単に、いつでも、補助金の該当確認と市役所窓口予約が出来ます！

友だち登録がお済でない方

簡単登録 2ステップ！

STEP 1

スマートフォンのカメラで右の二次元バーコードを読み取る

STEP 2

「追加」をタップで完了！

ID @rittocity



友だち登録がお済の方

チャットボットを使ってみましょう！

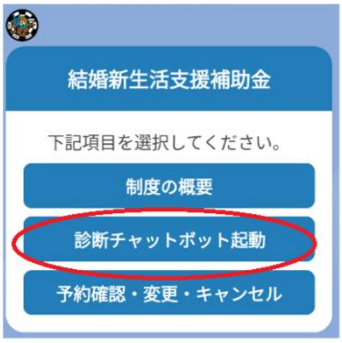
STEP 3

「**くらしメニュー**」の「**結婚支援金**」をタップ！



STEP 4

「**診断チャットボット起動**」をタップ！
設問に回答すると補助金の該当確認ができます。



※ LINEチャットボットからの窓口予約をしなくても、市役所窓口でご案内は可能ですが、LINEチャットボットからの窓口予約がある時間帯はそちらのご案内を優先させていただきます。

お問い合わせはこちら

栗東市役所　企画政策課（栗東市役所３階）９時～16時45分　TEL：077-551-1808　Mail：sousei@city.ritto.lg.jp